【代表研究者】

浅田 正彦

京都大学大学院 法学研究科 教授

【共同研究者】

レイモンド・ジリンスカス (Raymond Zilinskas)

【研究題目】

「生物兵器禁止(バイオ・テロの防止を含む)に関する新たな国際的枠組みの創設に関する研究」

【研究の目的】

2001 年の同時多発テロ事件後に発生した炭そ菌事件は、生物テロの恐怖を世界中に感じさせたが、国際社会にはそれに対処するための枠組みがほとんど整っていなかった。1972 年の生物兵器禁止条約は、生物兵器の開発・生産・保有(・使用)を禁止しているが、当時は生物兵器の脅威が現実のものとなっていなかったため、条約の遵守状況を検証するための措置が全く含まれていなかった。

その後、旧ソ連における炭そ事件(スベルドロフスク事件)などを契機として、生物兵器関連の情報を任意に提供する信頼醸成措置(CBM)の導入が図られたが、必ずしも所期の成果を挙げていない。そこで、1995年から、生物兵器禁止条約に対する検証議定書を作成するための交渉が開始されたが、ブッシュ政権の成立した 2001年にアメリカが交渉の継続自体に反対したことによって中断するに至った。本研究では、このような現状において、生物兵器および生物テロの脅威に対していかに対処すべきか、という点を検討することを目的とした。

【研究の内容・方法】

まず、生物兵器禁止条約検証議定書交渉は、2001年にアメリカが議長提案に反対することによって中断することとなったが、アメリカによる議長提案への反対とは、いかなる点を問題としていたのかについて検討し、それによって議長提案の問題点を探った。次に、アメリカが議長提案への対案とした提出した提案につき、そのアプローチおよび内容を検討し、その意義と問題点を析出した。

研究の過程において、生物兵器禁止条約の第5回運用検討会議の再開会合が開かれ(2002年11月)、そこにおいてアメリカ提案をベースに次回運用検討会議(2006年)までの間に行うべき作業計画が合意され、その後、合意を受けた作業がジュネーブにおいて実施に移されたので、当該合意とその後の作業をも視野に入れつつ検討を行った。

また、先行する類似のレジームとして化学兵器禁止条約があるが、同条約は化学兵器の開発・生産・保有・使用の禁止だけでなく、その遵守の検証のための極めて野心的な検証措置を備えていることから、同条約との比較検討も同時に行った。研究の過程において、同条約の第1回運用検討会議が開かれたので(2003年4月)、そこにおける検証措置の運用状況に関する議論も適宜参照した。

なお、共同研究者との意見交換は主として電子メールを用いて行った。当初は日本ないしアメリカで

の検討会を予定していたが、双方の日程の調整がつかなかったため、電子メールによる意見交換にと どめた。国内の関係官庁(外務省および防衛庁)の担当官とは、直接の面接による意見交換を頻繁に 行った。

【結論・考察】

以上の検討の結果、次の諸点が明らかとなった。まず、検証議定書交渉における議長提案には、バイオテクノロジーの先進国と多くの発展途上国との間の妥協の必要を強く意識しすぎたため、生物兵器禁止条約の違反を探知するという観点からは、極めて不十分な内容の部分が少なくなかった。この点は、とりわけ違反疑惑が発生した場合に行われる査察の制度と時間枠において顕著であった。

他方、アメリカの対案は、生物兵器禁止条約に違反する行為を行った者の処罰など、条約の国内実施を中心とした国内措置を求めるものであった。この提案は、2002年の条約運用検討会議における決定に反映され、次回の運用検討会議までの間に専門家会合・年次会合を通じて順次検討を行うことになった。

このような措置は、テロ対策の観点からは一定の効果が期待できるものの、あくまで各国の裁量の下に行われるものであるという限界がある。また、国境を越えた犯罪の増大、国家による生物兵器開発の危険を考慮すれば、やはり効果的な国際検証制度を構築していく必要があると考えられる。その際には、化学兵器禁止条約の制度を参照しつつも、生物兵器の特性を十分に勘案した制度とすることが肝要であり、とりわけ感染症の専門家を含めた検討が不可欠である。